

令和 8 年度

下田市雇用対策協定に基づく事業計画

下 田 市

静岡労働局

目次

第 1	趣旨	1
第 2	協定により取り組む業務	1
1	地域企業の人材確保、定着支援	
2	生活保護受給者等就労自立支援促進	
3	若年者の就労支援	
4	高年齢者の就労支援	
5	外国人の就労支援	
6	移住促進	
7	相互研修	
8	事業周知の相互協力	
第 3	取組の内容及び実施方法	2
1	地域企業の人材確保、定着支援	2
2	生活保護受給者等就労自立支援促進	2
3	若年者の就労支援	3
4	高年齢者の就労支援	4
5	外国人の就労支援	5
6	移住促進	5
7	相互研修	6
8	事業周知の相互協力	6

第 4 数值目標 6

第1 趣旨

下田市（以下「市」という。）と静岡労働局（以下「労働局」という。）は、市内における雇用・労働環境の改善に連携して取り組むため、令和7年2月14日「下田市雇用対策協定」（以下「協定」という。）を締結した。

この協定に基づき、市、労働局及び下田公共職業安定所（以下「ハローワーク」という。）は、市が行う雇用、就労支援に関する施策と労働局及びハローワークが行う職業紹介、雇用保険、企業指導等の施策について相互に理解し密接な連携のもと一体的に実施していくため「下田市雇用対策協定に基づく事業計画」をまとめ、各施策に対する互いの理解を深め一体的な対策の実施により、下田市の雇用対策を推進していくものとする。

第2 協定により取り組む業務

市、労働局及びハローワークは地域における安定した雇用の確保及び就労による自立支援の推進に資するため、以下の業務に取り組むものとする。

- 1 地域企業の人材確保、定着支援
- 2 生活保護受給者等就労自立支援促進
- 3 若年者の就労支援
- 4 高齢者の就労支援

5 外国人の就労支援

6 移住促進

7 相互研修

8 事業周知の相互協力

第3 取組の内容及び実施方法

1 地域企業の人材確保、定着支援

【市と労働局が共同・連携して行うもの】

① 市及びハローワークによる共同企業訪問

市及びハローワークが共同で地域企業を訪問し、市の雇用支援施策、労働局・ハローワークの各種雇用関係助成金の周知を行うとともに、悩み事を聴取し、雇用・労働環境の改善に資する支援サービスメニューの案内、誘導を行う。

② 市及びハローワークによる企業向けイベントの共同開催

人材確保、定着支援に資するイベントを共同で開催する。

【市が実施するもの】

① 各種雇用支援補助金等の支給業務

人手不足への対応や雇用の安定を図るため、業務効率化、生産性向上、就

労働環境改善等に資する取組に対し必要な支援を行う。

【労働局が実施するもの】

① 職業紹介業務、ミニ面接会等の開催

ハローワーク窓口での通常の職業紹介業務に加え、地域の基幹産業である「宿泊業」や「人手不足分野」の仕事相談会を開催する。また、必要に応じてミニ就職相談会、職場見学会、セミナー等を開催し人材確保支援を行う。

② 雇用関係助成金の支給業務

各種雇用関係助成金等の周知・支給を通じ地域企業の人材確保・定着を支援する。

2 生活保護受給者等就労自立支援促進

【市と労働局が共同・連携して行うもの】

① 市及びハローワークによる共同業務

生活保護受給者、児童扶養手当受給者、住居確保給付金受給者、生活困窮者自立支援法に基づく自立支援事業による支援を受けている生活困窮者（以下「生活補助受給者等」という。）について、関係法令を遵守し本人の同意を前提とした上で支援に必要な範囲で情報を共有し、連携を図りながら就労に向けた支援を行う。

【市が実施するもの】

① 生活保護受給者就労支援業務

職員・就労支援員が連携し生活保護受給者に対して就労の促進をする。

② 児童扶養手当受給者就労支援業務

児童扶養手当受給者に対し「現況届」発送時や提出時にハローワークの情報を提供する。

③ 求職者の状況把握、支援

求職者の求職活動状況を把握し、適宜、面談等を実施する。

【労働局が実施するもの】

① 生活保護受給者等に対し、個々の状況に応じた職業相談・紹介を行う。

② 市役所を訪問し、求職者の現状を市職員に報告するとともに、市職員、就業支援員からの求職者情報を収集し、就労支援に活用する。

③ 5月中に「令和8年度下田地域生活保護受給者等就労自立促進事業協議会」を開催し、事業計画を策定する事を通じて、市職員・就労支援員との連携強化を図る。

④ 8月中に児童扶養手当受給者に対して、令和8年度ひとり親全力サポートキャンペーン「ワークライフサポート事業」を実施する。

3 若年者の就労支援

【市と労働局が共同・連携して行うもの】

① 市及びハローワークによる企業向けイベントの共同開催

企業説明会、名刺交換会の開催

② しずおか東部地域若者サポートステーション等関係機関との連携

市と労働局は、しずおか東部地域若者サポートステーション等関係機関と連携して、県内外在住の若年者等の就職を支援する。

【市が実施するもの】

① 地域企業に対する移住・就業支援金制度の周知

地域企業に対して移住・就業支援制度の周知を通じて、U I J ターンを促進する。

【労働局が実施するもの】

① 新規学卒者に対する職業講話、労働法に係るセミナー等の実施

地域企業の人材確保の支援とともに新規学卒者に対しての就職への動機付けや職業に対する理解・選択能力の向上を図るため、職業講話や労働法セミナー等を開催することを通じて高卒就職内定率100%を目指す。

② フリーター等の若年者の就労支援

フリーターやニート等の若年者に対し、ハローワークにて担当者制による就職相談を実施するとともに、応募書類の作成支援等きめ細かな個別支援を行う。

4 高年齢者の就労支援

【市と労働局が共同・連携して行うもの】

① シニア向けイベントの共同開催（仕事相談会）

年2回以上、ハローワーク下田庁舎内会議室にて、仕事相談会を共同

開催する。

【市が実施するもの】

- ① 高齢者の就労を通しての社会参加、健康維持などを目的として活動する
「下田市シルバー人材センター」の活動を支援する。

【労働局が実施するもの】

- ① 高齢求職者の職業相談、職業紹介、就職件数に関する取組
高齢者の多様なニーズに対応するとともに、就労経験を踏まえた
再就職支援を行うとともに、65歳以上向けの求人開拓を実施する。
また、下田市、静岡ジョブステーション、下田市シルバー人材センターと
連携を強化する。

5 外国人の就労支援

【市と労働局が共同・連携して行うもの】

- ① 市及びハローワークによる共同企業訪問
地域企業での就労を目指す外国籍の求職者の就労を支援する。
そして市及びハローワークは協力して、企業に対する啓発も実施する。

【市が実施するもの】

- ① 外国人が生活の支障となる言葉の壁を解消できるように関係機関、団体、
関係部署と連携して日本語学習、日本文化の理解に繋がる支援を行う。

【労働局が実施するもの】

- ① 外国人雇用状況届出制度の徹底を図るとともに、外国人雇用事業主に対する雇用管理改善の促進と雇用維持のための相談・支援を実施する。
- ② 外国籍求職者の職業相談の中で、日本語能力の的確な把握をした上で就労支援を実施するとともに事業所訪問を行い、外国人雇用に理解のある求人開拓を実施する。応募可能と思われる求人については、必要な日本語能力の程度を把握して、所内で情報共有する。

6 移住促進

【市と労働局が共同・連携して行うもの】

- ① 移住相談・地方就職相談への相互参加
相談者の希望に応じ対面又はオンラインにより相互に参加し、就労に関する情報提供の充実を図る。

【市が実施するもの】

- ① 移住促進業務
移住希望者に対し、就職・転職に関する情報提供を含めた相談対応を行う。
- ② 各種移住支援業務
移住・就業支援金制度を通じて就労を伴う移住定住を促進するとともに、就職先となる地域企業に対し制度の周知を図る。

【労働局が実施するもの】

- ① 地方就職支援事業

地方就職を希望する求職者に対し職業相談・紹介を行う。

② 雇用保険による各種給付業務

地方就職に伴う求職活動や住所移転に係る給付を適切に実施する。

7 相互研修

市及びハローワークは、協定に基づき取り組む業務内容及び関係法令について相互に研修を実施し、双方の業務理解の促進を図るとともに、連携体制を強化し、必要に応じて適宜協力するものとする。

8 事業周知の相互協力

市及びハローワークは各種施策の周知について相互に協力し、窓口、広報媒体等を活用して周知を行うものとする。

第4 数値目標（共同・連携して行うもの）

別紙 令和8年度下田市雇用対策協定に基づく実施事業